

別表(第27条の6関係)

通所型サービスAに要する費用の額

1 基本項目

名 称	単 位 数	適 用 区 分	利用対象者
基準緩和通所型サービス費 月4回まで	350単位	1回につき(1回あたり概ね4時間以上のサービスを行った場合) 1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合	事業対象者 要支援1、要支援2
基準緩和通所型サービス費 月4回を超える場合	1,524単位	1回につき(1回あたり概ね4時間以上のサービスを行った場合) 1月の中で4回を超えるサービスを行った場合	事業対象者 要支援1、要支援2

注1 基準緩和通所型サービス費について、送迎を実施しない場合はそれぞれ以下のとおり減算する。

1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合 片道1回数 20単位

1月の中で4回を超えるサービスを行った場合 片道1回数 17単位

備考

(1)一単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単価の単位(平成27年厚生労働省告示第93号)に準じ、10円とする。